

2019年版

出入国在留管理



出入国在留管理庁 編

2019年版

出入国在留管理

出入国在留管理庁 編

はじめに

2019年版「出入国在留管理」の発刊に当たって

法務省出入国在留管理庁は、国際化の時代の中で、様々な国・地域から多様な目的をもって来日する外国人の入国・在留がスムーズに行われるようにすることを通じて、健全な国際交流推進の一翼を担いつつ、同時に日本社会の秩序が保たれるよう、どのような外国人であれば入国・在留を認め、どのような外国人であればそれらを認めないかを見極める重要な役割を果たしています。そのためには、最先端の技術を活用するなどし、円滑な出入国審査と厳格な出入国管理を高度な次元で両立させる出入国審査の高度化を実現していく必要があります。また、我が国の安全・安心を脅かす好ましくない外国人を法令に基づいて強制的に国外に退去させることによって、日本国民の安全や利益を守るという任務も担っています。また、難民の認定手続を整備し、真に庇護を求める者を迅速かつ的確に保護していくことも出入国在留管理庁に課せられた大きな役割です。さらに、法務省において外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととなった（平成30年7月24日閣議決定）ところ、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する任務も担っています。

1959年から発刊されていた「出入国管理」は、本書で25冊目になりますが、2018年12月8日、第197回国会（臨時会）において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、法務省が出入国に加えて「外国人の在留」の公正な管理を図る任務を負うことが明記されたことに伴い、「出入国在留管理」へ名称を変更しました。2003年版以前の「出入国管理」では、5年間の出入国管理行政の歩みをまとめたものとして発刊していましたが、近年、出入国管理をめぐる情勢がめまぐるしく変化し、出入国管理行政も、その動きに的確に対応するべく、様々な新しい取組を行っています。そこで、2004年版以後は、「出入国管理」は毎年の出入国管理行政の動きを取りまとめて発刊しています。

この2019年版「出入国在留管理」では、出入国在留管理庁における業務の概要を紹介し、2014年から2018年までの過去5年間の業務の推移を見つ、出入国管理及び難民認定法等の改正、技能実習制度の運用状況、外国人材の受入れ、観光立国実現に向けた取組、テロリスト等の確実な入国阻止、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策、出入国在留管理基本計画の策定など、最近の出入国在留管理行政を取り巻く状況や施策を、2018年度の動きを中心に取りまとめています。

本書を通じ、出入国在留管理行政が、皆様にとって親しみやすく分かりやすいものとなれば幸いです。

2019年11月

出入国在留管理庁長官 佐々木 聖子

2019年版 「出入国在留管理」のポイント

2019年版「出入国在留管理」の構成

- 本書は、出入国在留管理をめぐる近年の状況（第1部）、主要な施策（第2部）及び資料編で構成。
- 第1部では、2014年から2018年までの5年間の業務統計を基に、2018年の業務状況を記載。
- 第2部では、出入国在留管理行政に係る主要な施策を記載（主に2018年度の取組について記載。2019年度の取組についても一部記載）。
- 資料編では、出入国在留管理庁の業務概要等を記載。

第1部 出入国在留管理をめぐる近年の状況

● 外国人入国者数

- ・ 2018年における外国人入国者数（再入国者数を含む。）は3,010万2,102人、再入国者数を除いた新規入国者数は2,757万4,232人（前年比9.9%増）。

● 在留外国人数

- ・ 2018年末現在の中長期在留者数と特別永住者数を合わせた在留外国人数は273万1,093人。
- ・ また、在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は2.16%であり、2017年末と比べ0.14ポイント増加している。

● 不法残留者数

- ・ 2019年1月1日現在の不法残留者数は7万4,167人であり、各年1月1日現在の数値としては5年連続で増加した。

第2部 出入国在留管理行政に係る主要な施策等

● 新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

- ・ これまでも政府において、外国人の受入れ全般にわたって様々な検討を行ってきたところ、人手不足が深刻化する中、2018年2月の経済財政諮問会議において、内閣総理大臣から、現行の専門的・技術的分野における外国人材の受入れ制度の在り方について、制度改正の検討を早急に進めるよう指示があり、同年2月から5月までの間に関係省庁の局長級で構成するタスクフォース及びその幹事会を複数回開催し、制度構築に当たって考慮すべき事項について様々な検討を行った。
- ・ その上で、「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）（平成30年6月15日閣議決定）」の中で、「従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。」こととされたことを受けて、入管法等改正法により、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設した。
- ・ 「特定技能1号」は、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務

に従事する外国人向けの在留資格、「特定技能2号」は同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格である。

- ・また、特定技能1号及び特定技能2号の在留資格の創設に加えて、入管法等改正法では、①受入れのプロセス等に関する規定の整備、②外国人に対する支援に関する規定の整備、③受入れ機関に関する規定の整備、④登録支援機関に関する規定の整備、⑤届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備等の内容が盛り込まれた。

● 出入国在留管理庁の設置

- ・入管法等改正法に基づき、新たな在留資格の創設に伴う在留外国人の増加に的確に対応しつつ、外国人の受入れ環境整備に関する企画及び立案並びに総合調整といった新規業務に一体的かつ効率的に取り組む組織として、2019年4月1日に法務省の外局に出入国在留管理庁が設置された。

● 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

- ・政府においては、2006年に取りまとめた『「生活者としての外国人」に関する総合的対応策』に基づいて外国人が暮らしやすい地域社会づくり等に努めてきたが、新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、2018年12月、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめた。

● 出入国在留管理基本計画の策定

- ・出入国在留管理基本計画は、出入国及び在留の公正な管理を図るため、入管法第61条の10の規定に基づき、法務大臣が外国人の出入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を定めるものである。
- ・出入国在留管理基本計画は、基本方針として、我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ、少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化、技能実習制度の適正化に向けた取組、外国人材の受入れ・共生のための取組、観光立国実現に向けた取組、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進並びに難民の適正かつ迅速な保護の推進等を掲げ、2019年4月26日に策定された。

● 円滑かつ厳格な入国審査等の実施

- ・我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、航空機の乗客に対しては自動化ゲートの設置・増設等により、クルーズ船の乗客に対しては船舶観光上陸許可制度の運用等による審査の合理化等により、空海港における円滑な審査の一層の推進を図っている。
- ・上陸審査待ち時間を活用して前倒しで個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する機器、通称「バイオカート」を、2016年10月、特に審査待ち時間短縮効果が期待できる関西空港、高松空港及び那覇空港に導入し、2017年4月から成田空港等12空港に、2018年5月から北九州空港及び大分空港にも導入し、円滑な審査の一層の推進を図っている。
- ・2014年の入管法改正により導入されたトラステイド・トラベラー・プログラムは、自動化ゲートを利用できる対象者の範囲を、一定の要件を満たし、「信頼できる渡航者」と認められて登録を受けた「短期滞在」の外国人に拡大するものであり、2016年11月から運用を開始した。
また、日米間の出入国審査の迅速化に資するため、日米の入国管理当局間で具体的な運用を協議し、米国のグローバル・エントリー・プログラム（GEP）に登録していることを前提として、トラステイド・トラベラー・プログラムの利用希望者登録を申請する米国人について、要

件の一部に適合することを要しないこととしている。

- ・顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続の合理化・円滑化を図るため、日本人の帰国確認手続における顔認証ゲートの先行運用を、2017年10月、羽田空港において開始した。また、2018年中に、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港の上陸・出国各審査場に顔認証ゲートを順次、本格的に導入し、日本人の出帰国手続において運用している。
- ・観光客等を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止するため、個人識別情報、ICPO 紛失・盗難旅券情報及び APIS 等を活用した厳格な出入国審査を継続して実施している。
- ・2015年10月に法務省入国管理局内に設置した「出入国管理インテリジェンス・センター」において、国内外の関係機関との情報共有を推進し、その情報を活用し高度な分析を行い、その結果を空港等の地方出入国在留管理官署で活用することにより厳格な水際対策を実施している。

●留学生の適正な受入れの推進

- ・優秀な外国人材の定着促進を図り、我が国経済社会の活性化が期待される留学生の日本国内における就職の機会を拡大するために、「特定活動」の在留資格に係る告示を改正し、2019年5月30日に公布・施行した。これにより、本邦の大学や大学院を卒業した留学生について、一定の条件の下で、その就労できる業務内容を幅広く認めることとした。
- ・外国人留学生を受け入れる日本語教育機関において、適切な学習環境を継続的に確保するなど教育機関としての適正化が図られていることが必要であるため、日本語教育機関の告示基準について一部改正を行い、告示からの抹消に係る全生徒の出席率や全生徒に占める不法残留者等の割合等の基準の厳格化や、告示基準適合性に係る定期的な点検結果・日本語能力に係る試験結果等に係る報告の義務化の見直しについて、2019年9月1日に施行した。

●技能実習制度の運用状況

- ・技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、2017年11月1日、法務省及び厚生労働省が共管する「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）」が施行され、運用を開始している。
- ・送出国の適正化を主な目的として、各送出国政府との間で、順次、二国間取決めを作成しており、2019年6月末現在、14か国との間で作成済みである。
- ・2018年11月、「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が設置され、技能実習生の失踪事案及び死亡事案、失踪技能実習生に係る聴取票の在り方並びに技能実習制度の運用状況及び改善方策について、調査・検討が行われ、その結果、同プロジェクトチームによる結果報告書が2019年3月29日に公表された。

●不法滞在・偽装滞在者への対策等

- ・これまでの取組により不法残留者数は、1993年以降、着実に減少していたものの、2015年には22年ぶりに増加し、更に2019年1月1日現在の不法残留者も約7万4,000人と5年連続で増加していることから、摘発の強化、不法滞在者に係る情報の収集・分析の強化及び出頭申告の促進による更なる不法滞在者数の縮減に努めている。
- ・「偽装滞在者」とは、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受けて在留する者、あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に有する在留資格とはかけ離れて不法に就労等する者のことであり、出入国在留管理庁としては、偽装滞在者の摘発及び情報の収集・分析の強化などに努めている。また、2017年1月には、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者に対する罰則や在留資格の取消事由の拡大等の措置を盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成28年法律第88号）が施行された。

- ・退去強制令書が発付されているものの、病気治療や訴訟の提起等の送還に支障のある事情を有するために送還の見込みが立たない被収容者については、仮放免を積極的に活用し、より一層適正な退去強制手続の実施に努めた。
- ・「入国者収容所等視察委員会」からの意見も踏まえ、引き続き、警備処遇の透明性がより一層確保されるよう努めるとともに、入国者収容所等の運営の改善向上を図っている。

● 難民の適正かつ迅速な保護の推進

- ・ 真の難民の迅速かつ確実な庇護を推進するための難民認定制度の見直しの一環として、濫用・誤用的な難民認定申請を抑制するための取組を進めてきたところであるが、依然として、濫用・誤用的な申請が急増し、真の難民の迅速な保護に支障が生じる事態となっていた。
- ・ そこで、濫用・誤用的な申請が多く見られる正規滞在者からの難民認定申請について、2018年1月15日から、①初回申請では、振分け期間を設け、振分け結果を在留資格に反映、②難民である可能性が高い申請者への更なる配慮、③濫用・誤用的な申請に対する従来よりも厳格な対応を主な内容とする運用の更なる見直しを行った。
- ・ これらの取組の結果、フィリピンやベトナムといったアジア近隣諸国からの申請者を中心に近年急増してきた難民認定申請者は、2018年に大幅な減少に転じ、前年に比べほぼ半減（約47%減）した。その一方で、2018年の難民認定者数は、前年の20人から42人に倍増しており、これまでのところ、濫用・誤用的な申請を抑制し、真の難民の迅速な保護を図るという目的に適う一定程度の効果を上げている。
- ・ 「第三国定住による難民の受入れの実施について」（平成26年1月24日閣議了解）及び「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」（平成26年1月24日難民対策連絡調整会議決定）に基づき、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受入れの対象とし、2018年度には5家族22名が来日した。

● 国際社会及び国際情勢への対応

- ・ EPAに基づく2018年度までの看護師・介護福祉士候補者の受入れ人数は、インドネシア2,445人、フィリピン2,265人、ベトナム892人となっている。
- ・ 諸外国の入国管理局との様々なレベルでの意見交換や諸外国の関係機関からの視察の受入れを行う等、各国・地域と積極的に交流を図り、協力関係の強化に努めている。

2019年版「出入国在留管理」目次

はじめに — 2019年版「出入国在留管理」の発刊に当たって

2019年版「出入国在留管理」のポイント

目次

凡例

第1部 出入国在留管理をめぐる近年の状況

第1章	外国人の出入国の状況	2
第1節	外国人の出入国者数の推移	2
1	外国人の入国	2
(1)	入国者数	2
(2)	国籍・地域別	3
(3)	男女別・年齢別	4
(4)	目的（在留資格）別	4
ア	「短期滞在」	6
イ	専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人	8
(ア)	「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」	9
(イ)	「興行」	10
(ウ)	「技能」	10
ウ	「技能実習1号」	10
エ	「留学」	11
オ	身分又は地位に基づいて入国する外国人	12
2	特例上陸	14
(1)	寄港地上陸の許可	14
(2)	船舶観光上陸の許可	14
(3)	通過上陸の許可	14
(4)	乗員上陸の許可	14
(5)	緊急上陸の許可	14
(6)	遭難による上陸の許可	15
(7)	一時庇護のための上陸の許可	15
3	外国人の出国	15
コラム	入管行政の最前線から（出入国審査担当入国審査官の声）	16
第2節	上陸審判状況	17
1	上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理	17
2	被上陸拒否者	19
3	上陸特別許可	21
第3節	入国事前審査状況	21
1	査証事前協議	21
2	在留資格認定証明書	21

第2章	日本人の出帰国の状況	22
第1節	出国者	22
1	総数	22
2	男女別・年齢別	22
3	空港・海港別	23
第2節	帰国者	24
第3章	外国人の在留の状況	25
第1節	在留外国人数	25
1	在留外国人数	25
2	国籍・地域別	25
3	目的（在留資格）別	26
(1)	「永住者」・「特別永住者」	26
(2)	専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人	28
(3)	「技能実習」	30
(4)	「留学」	30
(5)	身分又は地位に基づいて在留する外国人	30
第2節	在留審査の状況	31
1	在留資格の変更許可	32
(1)	留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可	32
(2)	「技能実習2号」及び「技能実習3号」への移行を目的とする在留資格変更許可	33
2	在留期間の更新許可	36
3	永住許可	37
4	在留資格の取得許可	37
5	再入国許可	37
6	資格外活動の許可	37
第3節	在留カード・特別永住者証明書の交付件数	38
1	在留カード	38
2	特別永住者証明書	38
コラム	入管行政の最前線から（在留審査担当入国審査官の声）	39
第4章	技能実習制度の実施状況	40
第1節	制度の概要	40
第2節	監理団体の許可申請及び処理	40
1	監理団体の許可申請	40
2	監理団体の許可	41
第3節	技能実習計画の認定申請及び処理	41
1	技能実習計画の認定申請	41

2	技能実習計画の認定件数	41
第4節	不適正な事案への対処	42
1	現行制度	42
2	旧制度	42
第5章	外国人の退去強制手続業務の状況	45
第1節	不法残留者の状況	45
1	国籍・地域別	45
2	在留資格別	47
第2節	退去強制手続を執った入管法違反事件	48
1	概要	48
2	退去強制事由別	49
(1)	不法入国	49
(2)	不法上陸	50
(3)	不法残留	51
(4)	資格外活動	52
3	不法就労事件	53
(1)	概況	53
(2)	国籍・地域別	53
(3)	男女別	55
(4)	就労内容別	55
(5)	稼働場所（都道府県）別	55
4	違反審判の概況	56
(1)	事件の受理・処理	56
(2)	退去強制令書の発付	59
(3)	仮放免	60
(4)	在留特別許可	60
5	送還の概況	61
(1)	自費出国	62
(2)	国費送還	63
(3)	運送業者の責任と費用による送還	63
6	出国命令事件	63
(1)	違反調査	63
(2)	審査	64
ア	事件の受理・処理	64
イ	出国命令書の交付	64
(3)	出国確認	64
第6章	難民認定業務等の状況	65
第1節	難民認定の申請及び処理	65
1	難民認定申請	65
2	難民認定申請の処理	66

3	仮滞在許可制度の運用状況	66
第2節	審査請求（不服申立て）	67
1	審査請求数	67
2	処理の状況	67
第3節	一時庇護のための上陸の許可申請及び処理	67
	コラム 入管行政の最前線から（難民調査官の声）	69
第7章	人身取引対策及び外国人 DV 被害者保護	70
第1節	人身取引対策	70
1	人身取引対策への取組	70
2	人身取引被害者の保護	70
3	人身取引加害者の退去強制	71
第2節	外国人 DV 被害者保護	72
1	概要	72
2	外国人 DV 被害者の認知件数	72

第2部 出入国在留管理行政に係る主要な施策等

第1章 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法改正の概要 76

第1節 在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設	76
1 受入れのプロセスに関する規定の整備	76
2 外国人に対する支援に関する規定の整備	76
3 受入れ機関に関する規定の整備	77
4 登録支援機関に関する規定の整備	77
5 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備	77
第2節 特定技能の制度の概要	78
1 政府基本方針	78
2 分野別運用方針	78
3 二国間取決め（MOC）	82
第3節 出入国在留管理庁の設置等	82
出入国在留管理庁の設置	82

第2章 外国人材の受入れ・共生のための取組 83

第1節 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	83
1 経緯	83
2 概要	83
(1) 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備	83
(2) 地域における多文化共生の取組の促進・支援	83
(3) 医療・保険・福祉サービスの提供環境の整備等	84
(4) 災害発生時の情報発信・支援等の充実	84
(5) 住宅確保のための環境整備・支援	84
(6) 金融・通信サービスの利便性の向上	84
(7) 日本語教育、外国人児童生徒の教育等の充実	84
(8) 適正な労働環境等の確保	84
(9) 社会保険への加入促進等	84
3 総合的対応策の充実	86
(1) 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進（特定技能外国人の大都市圏等への集中防止策等）	86
(2) 共生社会実現のための受入れ環境整備	86
(3) 留学生の在籍管理の徹底・技能実習制度の更なる適正化	86
(4) 留学生等の国内就職等の促進	86
第2節 出入国在留管理庁の取組	88
1 一元的相談窓口	88
2 生活・就労ガイドブック	88
3 受入環境調整担当官を通じた地方公共団体等との連携・協力	89

第3章 出入国在留管理基本計画の策定 90

第1節 出入国在留管理基本計画の概要 90

- 1 出入国在留管理基本計画の策定の経緯 90
- 2 出入国在留管理基本計画の基本方針 90

第2節 出入国在留管理基本計画の主要施策 91

- 1 我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ 91
 - (1) 経済成長に寄与する人材の受入れ 91
 - ア 経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人の受入れ推進 91
 - イ 高度外国人材の受入れの推進 91
 - ウ 新たな外国人材の受入れ制度の適切・円滑な運用 91
 - エ 我が国における起業の促進 91
 - (2) 留学生の適正な受入れの推進 92
 - ア 留学生の就職支援 92
 - イ 日本語教育機関の適正化 92
- 2 少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化 92
- 3 技能実習制度の適正化に向けた取組 92
- 4 外国人の受入れ・共生のための取組 92
 - (1) 外国人との共生社会の実現に向けた取組 92
 - (2) 在留管理制度の的確な運用と在留管理基盤の強化 93
- 5 観光立国実現に向けた取組 93
 - (1) バイオカートの整備推進 93
 - (2) 顔認証ゲートの整備推進 93
 - (3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等への対応 93
 - (4) クルーズ船の外国人旅客に係る入国審査手続の円滑化 93
 - (5) その他の観光立国実現に資する取組 93
- 6 安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進 94
 - (1) テロリスト等の入国阻止に向けた厳格な出入国審査等水際対策の実施 94
 - ア 個人識別情報を活用した上陸審査の効果的な運用の推進 94
 - イ 関係機関との連携による情報を活用した水際対策の強化 94
 - ウ パトロール等による不法入国者対策の強化 94
 - (2) 国内に不法滞在・偽装滞在する者等への対策の推進 94
 - ア 積極的な摘発等の実施 94
 - イ 偽装滞在者対策の強化 94
 - ウ 関係機関との連携の強化 94
 - エ いわゆる送還忌避者への対応 94
 - オ 被收容者の適正な処遇及び迅速な送還の実施 95
 - (3) 出入国在留管理に関するインテリジェンス機能の強化 95
 - (4) 在留特別許可の適正な運用 95
- 7 難民の適正かつ迅速な保護の推進 95
 - (1) 真に庇護を必要とする者の迅速かつ確実な保護のための取組 95
 - (2) 第三国定住による難民の受入れ 95
- 8 永住許可の在り方の検討 95

第4章	外国人材の受入れと出入国在留管理行政	97
第1節	高度外国人材の受入れの推進	97
1	高度外国人材に対するポイント制による優遇制度の概要	97
2	高度専門職1号及び2号	97
(1)	高度専門職1号の優遇措置	97
(2)	高度専門職2号の優遇措置	98
3	受入れの現状	98
4	永住許可申請に要する在留期間の見直し後の運用状況	99
第2節	国家戦略特区における外国人材の受入れ	99
1	創業人材	99
2	家事支援人材	99
3	農業支援人材	100
4	海外需要開拓支援人材	100
第3節	その他の措置	101
1	建設・造船分野における緊急的・時限的措置	101
2	ファッションデザイン教育機関からの就労	101
3	日系四世の更なる受入れ	102
4	在留資格手続のオンライン化	102
5	外国人起業家の受入れの推進	102
6	留学生の適正な受入れの推進	103
(1)	留学生の就職支援	103
(2)	日本語教育機関の適正化	103
7	「永住許可に関するガイドライン」の改定	103
第5章	技能実習制度の運用状況	104
第1節	制度の拡充状況	104
1	優良な監理団体等への実習期間の延長	104
2	対象職種の拡大	104
第2節	技能実習の適正化及び技能実習生の保護に向けた新たな取組	105
1	事業協議会	105
2	地域協議会	105
3	二国間取決め（MOC）	106
4	技能実習生の保護	106
5	「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」の設置	107
第6章	円滑かつ厳格な入国審査等の実施	108
第1節	観光立国実現に向けた取組	108
1	バイオカートの導入	108
2	自動化ゲート	109
(1)	自動化ゲートの利用促進	109

(2) トラストイド・トラベラー・プログラム	110
(3) 日本人の出帰国手続における顔認証ゲートの導入	111
(4) 外国人出国手続における自動化ゲートの利用拡大	111
3 クルーズ船の乗客への対応	112
4 審査待ち時間短縮のためのその他の取組	113
5 審査待ち時間の計測方法の見直しと審査待ち時間の公表	113
第2節 水際対策の強化	114
1 情報を活用した出入国審査	114
(1) 個人識別情報を活用した入国審査の実施	114
(2) ICPO 紛失・盗難旅券情報の活用	114
(3) API 及び PNR を活用した出入国審査	115
2 情報収集・分析の強化	115
3 空海港におけるパトロールの実施	115
第7章 不法滞在・偽装滞在者への対策等	117
第1節 不法滞在者対策の実施	117
1 不法滞在者を減少させるためのこれまでの取組	117
2 不法滞在者の更なる削減に向けた取組	117
(1) 摘発の強化	117
(2) 出頭申告しやすい環境の整備	117
第2節 偽装滞在者対策の実施	118
1 偽装滞在者等について	118
2 偽装滞在者等への取締りの実施	119
(1) 情報の収集・分析の強化	119
(2) 摘発の強化・法の積極的な適用による対応	119
3 不法滞在や偽装滞在に関与するブローカー等への対応	119
第3節 処遇の適正化に向けた取組	120
1 被収容者の処遇の一層の適正化に向けた取組	120
2 入国者収容所等視察委員会の活動等	120
コラム 入管行政の最前線から（処遇業務担当入国警備官の声）	121
第4節 被退去強制者の送還促進	122
1 送還忌避者の安全・確実な送還の実施	122
2 チャーター機を利用した集団送還の実施	122
3 IOM 送還プログラムの利用促進	122
第8章 難民の適正かつ迅速な保護の推進	123
第1節 難民認定制度の見直し等	123
1 難民認定制度の運用の見直し	123
(1) 概要	123
(2) 適正な制度運用	123

2	入管法施行規則の改正による制度の見直し	124
3	難民認定制度の運用の更なる見直し	124
(1)	背景	124
(2)	概要	124
4	難民認定制度の運用の更なる見直し後の状況	125
第2節	第三国定住による難民の受入れ	125
第3節	民間支援団体との連携の推進	126
第9章	国際社会及び国際情勢への対応	128
第1節	条約締結等への対応	128
1	各国との EPA 締結交渉への主な対応	128
2	EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ	128
3	人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応	128
第2節	国際会議・国際交流	128
1	国際会議への対応	128
2	国際交流	129
第10章	広報活動と行政サービスの向上	130
第1節	広報活動の推進	130
第2節	行政サービスの向上	131
1	外国人への案内サービス	131
2	出入国在留管理庁ホームページ	132
3	出入国在留管理庁公式ツイッター	133
	コラム 出入国在留管理庁における広報活動（広報活動業務担当職員の声）	135

資料編 1	我が国の出入国在留管理制度の概要	138
第1節	目的と根拠法令	138
第2節	全ての人の出入（帰）国審査手続	138
1	外国人の出入国手続	138
2	外国人の入国（上陸）審査手続	139
(1)	入国（上陸）審査	139
(2)	口頭審理	139
(3)	異議の申出	139
3	入国・事前審査	141
(1)	査証事前協議	141
(2)	在留資格認定証明書	141
4	特例上陸許可	143
(1)	寄港地上陸の許可	143
(2)	船舶観光上陸の許可	143
(3)	通過上陸の許可	143
(4)	乗員上陸の許可	143
(5)	緊急上陸の許可	143
(6)	遭難による上陸の許可	143
5	日本人の出帰国手続	144
第3節	外国人の在留審査	144
1	在留資格制度	144
2	在留審査	148
(1)	在留資格の変更許可	148
(2)	在留期間の更新許可	148
(3)	永住許可	148
(4)	在留資格の取得許可	148
(5)	再入国許可	148
(6)	資格外活動の許可	149
3	在留資格取消制度	149
第4節	中長期在留者の在留管理制度等	150
1	中長期在留者の在留管理制度	150
(1)	在留カード	150
(2)	在留カードに係る届出・申請	151
ア	住居地の届出	151
(ア)	新規上陸後の住居地の届出	151
(イ)	在留資格変更等に伴う住居地の届出	151
(ウ)	住居地の変更届出	151
イ	住居地以外の記載事項の変更届出	151
ウ	在留カードの有効期間の更新申請	151
エ	紛失等による在留カードの再交付申請	152

オ	汚損等による在留カードの再交付申請	152
(3)	所属機関・配偶者に関する届出	152
ア	中長期在留者からの所属機関等に関する届出	152
(ア)	活動機関（在留資格に応じた活動を行う本邦の公私の機関）に関する届出	152
(イ)	契約機関（契約の相手方である本邦の公私の機関）に関する届出	152
(ウ)	配偶者に関する届出	152
イ	所属機関による中長期在留者に関する届出	153
ウ	特定技能所属機関（「特定技能1号」又は「特定技能2号」の在留資格を もって在留する外国人を受け入れている本邦の公私の機関）による届出	154
(ア)	随時届出	154
(イ)	定期届出	154
エ	登録支援機関（契約により委託を受けて1号特定技能外国人支援計画の 全部の実施の業務を行う者として登録を受けた者）による届出	154
(ア)	随時届出	154
(イ)	定期届出	154
(4)	電子届出システムを利用した取組	154
ア	出入国在留管理庁電子届出システム	154
イ	出入国在留管理庁正字検索システム	155
(5)	事実の調査	155
2	特別永住者に係る制度	156
(1)	特別永住者証明書	156
(2)	特別永住者証明書に係る届出・申請	156
ア	住居地の届出	156
イ	住居地以外の記載事項の変更届出	156
ウ	特別永住者証明書の有効期間の更新申請	157
エ	紛失等による特別永住者証明書の再交付申請	157
オ	汚損等による特別永住者証明書の再交付申請	157
3	出入国在留管理庁と市区町村の情報連携	157
第5節	外国人の退去強制手続	158
1	入国警備官の違反調査	160
2	入国審査官の違反審査・特別審理官の口頭審理	160
3	法務大臣の裁決	160
4	在留の許否	160
(1)	在留が許可されない場合（退去強制）	160
(2)	法務大臣の裁決の特例（在留特別許可）	160
5	出国命令制度	161
第6節	難民の認定	161
1	難民条約等への加入	161
2	難民認定手続	161
(1)	難民の定義	161
(2)	仮滞在許可	161
(3)	事実の調査	162
(4)	法務大臣による難民の認定と認定の効果	162
3	審査請求（不服申立て）	162

(1) 審査請求	162
(2) 難民審査参与員制度	162
4 一時庇護のための上陸の許可	163
資料編 2 組織・体制の拡充	164
第1節 組織・機構	164
1 出入国在留管理官署の概要	164
2 出入国在留管理官署の組織の見直し	169
第2節 職員	171
1 出入国在留管理庁職員	171
2 増員	172
3 研修	174
資料編 3 予算等	176
第1節 予算	176
第2節 施設	176
資料編 4 出入国在留管理関係訴訟	177
第1節 概況	177
第2節 主な裁判例	178
資料編 5 統計	182
(1) 主な在留資格ごとの国籍・地域別新規入国者数・中長期在留者数の推移	182
(2) 主な国籍・地域ごとの在留資格別新規入国者数・在留の資格別在留外国人数の推移	189
(3) 個人識別情報を活用した入国審査の実施状況（2018年）	197
(4) 偽変造文書等（頁欠落・損傷等旅券を含む。）発見件数の推移	197
資料編 6 2009年4月1日以降の主な出来事	198

関係図表目次

図表 1	外国人入国者数の推移	2
図表 2	主な国籍・地域別入国者数の推移	3
図表 3	男女別・年齢別外国人入国者数（2018年）	4
図表 4	在留資格別新規入国者数の推移	5
図表 5	「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移	7
図表 6	観光を目的とした国籍・地域別新規入国者数（2018年）	8
図表 7	専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移	9
図表 8	「技能実習 1 号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移	11
図表 9	「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移	12
図表 10	身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移	13
図表 11	特例上陸許可件数の推移	14
図表 12	滞在期間別外国人単純出国者数の推移	15
図表 13	上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移	18
図表 14	口頭審理の処理状況の推移	18
図表 15	主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移	20
図表 16	上陸審判の異議申出と裁決結果の推移	21
図表 17	入国事前審査処理件数の推移	21
図表 18	日本人出国者数の推移	22
図表 19	男女別・年齢別日本人出国者数（2018年）	23
図表 20	滞在期間別日本人帰国者数の推移	24
図表 21	在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移	25
図表 22	主な国籍・地域別在留外国人数の推移	26
図表 23	在留の資格別在留外国人数の推移	27
図表 24	専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移	29
図表 25	在留審査業務許可件数の推移	31
図表 26	在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移	32
図表 27	国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移	33
図表 28	国籍・地域別「技能実習 2 号」への在留資格変更許可人員の推移	34
図表 29	国籍・地域別「技能実習 3 号」への在留資格変更許可人員の推移	34
図表 30	職種別「第 2 号技能実習」に係る技能実習計画認定件数	35
図表 31	職種別「第 3 号技能実習」に係る技能実習計画認定件数	35
図表 32	国籍・地域別永住許可件数の推移	37
図表 33	在留カード交付件数（2018年）	38
図表 34	特別永住者証明書交付件数（2018年）	38
図表 35	監理団体の許可申請及び許可件数の推移	41
図表 36	技能実習計画の認定申請及び認定件数の推移	41
図表 37	行政処分等の件数（2018年）	42
図表 38	受入れ形態別「不正行為」機関数の推移	42
図表 39	類型別「不正行為」件数（2018年）	43
図表 40	国籍・地域別技能実習生の失踪者数の推移	44
図表 41	国籍・地域別不法残留者数の推移	46
図表 42	主な国籍・地域別不法残留者数の推移	47

図表43	在留資格別不法残留者数の推移	47
図表44	退去強制事由別入管法違反事件の推移	48
図表45	国籍・地域別入管法違反事件の推移	48
図表46	国籍・地域別不法入国事件の推移	49
図表47	国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移	50
図表48	国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移	50
図表49	国籍・地域別不法上陸事件の推移	50
図表50	国籍・地域別不法残留事件の推移	51
図表51	国籍・地域別資格外活動事件の推移	52
図表52	国籍・地域別不法就労事件の推移	54
図表53	就労内容別不法就労事件の推移	55
図表54	稼働場所別不法就労事件の推移	56
図表55	違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移	57
図表56	口頭審理請求件数及びその比率の推移	58
図表57	退去強制事由別退去強制令書の発付状況	59
図表58	主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況	59
図表59	仮放免許可件数の推移	60
図表60	退去強制事由別在留特別許可件数の推移	60
図表61	国籍・地域別在留特別許可件数の推移	60
図表62	国籍・地域別被送還者数の推移	61
図表63	送還方法別被送還者数の推移	62
図表64	国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移	62
図表65	国籍・地域別出国命令による引継者数の推移	63
図表66	国籍・地域別出国命令書の交付状況	64
図表67	難民認定申請数の推移	65
図表68	庇護数の推移	66
図表69	難民の認定をしない処分に対する不服申立て数及び処理状況の推移	67
図表70	一時庇護上陸許可申請数の推移	67
図表71	一時庇護上陸許可申請の処理状況（2018年）	68
図表72	人身取引被害者数（2018年）	71
図表73	人身取引被害者数の推移	71
図表74	DV被害者把握状況（2018年）	73
図表75	地方入国管理局別DV事案の認知被害者数の推移	73
図表76	特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要	79
図表77	分野別運用方針について（14分野）	80
図表78	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）	85
図表79	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について（主な施策）	87
図表80	出入国在留管理基本計画における基本方針及び対応策（今後の方針）	96
図表81	高度人材ポイント制の認定件数（累計）の推移	98
図表82	難民認定制度の運用の更なる見直しの概要	125
図表83	上陸審査の流れ	140
図表84	査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請の手続の流れ	142
図表85	在留資格一覧表（2019年4月1日現在）	145
図表86	中長期在留者の在留管理制度における手続の流れ	153
図表87	出入国在留管理庁と市区町村との情報連携	158
図表88	退去強制手続及び出国命令手続の流れ	159

図表89	難民認定手続の概要	163
図表90	出入国在留管理庁組織表	165
図表91	出入国在留管理庁所管事項	166
図表92	地方出入国在留管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）	170
図表93	出入国在留管理官署職員定員の推移	173
図表94	予算額の推移	176
図表95	出入国在留管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移（2018年末現在）	177

凡 例

難民条約	難民の地位に関する条約
難民議定書	難民の地位に関する議定書
日米地位協定	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
入管法	出入国管理及び難民認定法
入管法施行令	出入国管理及び難民認定法施行令
入管法施行規則	出入国管理及び難民認定法施行規則
上陸基準省令	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
入管特例法	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
入管特例法施行令	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令
入管特例法施行規則	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則
入管法等改正法	出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）
技能実習法	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）
API（S）	Advance Passenger Information（System）（事前旅客情報（システム））
PNR	Passenger Name Record（乗客予約記録）
EPA	Economic Partnership Agreement（経済連携協定）
IATA・CAWG	International Air Transport Association・Control Authorities Working Group（国際航空運送協会・入国管理機関関係部会）
ICPO	International Criminal Police Organization（国際刑事警察機構）
IOM	International Organization for Migration（国際移住機関）
RCEP	Regional Comprehensive Economic Partnership（東アジア地域包括的経済連携）
UNHCR	Office of the United Nations High Commissioner for Refugees（国際連合難民高等弁務官事務所）又は United Nations High Commissioner for Refugees（国際連合難民高等弁務官）